

座間市教育委員会 10月定例会議事日程

1 開 会

2 会期の決定

3 会議録署名委員の指名

4 教育長報告

5 案 件

(1) 議案

ア 座間市教育委員会職員の人事について

イ 令和5年度末座間市公立学校県費負担教職員人事異動実施要領

(2) 報告

ア 県費負担教職員の任用について

イ 県費負担教職員の人事異動について

6 閉 会

座間市教育委員会 10月定例会議事運営要領

日 時	令和5年10月18日(水) 午前9時30分
場 所	座間市役所5階 教育委員会室
会 期	令和5年10月18日 1日間
前回定例会 年 月 日	令和5年9月13日
会 議 録 署 名 委 員	馬場委員 鈴木委員
経 過 報 告	木島教育長

No.	議案番号	議 案 事 項 名	提案説明者
1	47	座間市教育委員会職員の人事について	教育部長
2	48	令和5年度末座間市公立学校県費負担教職員人事異動 実施要領	就学支援課長

No.	報告番号	報 告 事 項 名	報告者
1	12	県費負担教職員の任用について	就学支援課長
2	13	県費負担教職員の人事異動について	就学支援課長

経 過 報 告

令和5年10月18日定例会

実施月日	曜	事業（行事）等の内容	出席委員等
9月13日	水	教育委員会定例会	教育長、鈴木委員、有山委員、北村委員
9月13日	水	教育事務点検評価委員会第1回会議	教育長
9月18日	月	市福祉大会	教育長
9月19日	火	市内民間プール施設視察	教育長
9月19日	火	学校訪問A(旭小学校)	教育長、鈴木委員、北村委員、有山委員
9月20日	水	南中学校総合文化祭	教育長
9月20日	水	ひまわりフォト写真展	教育長
9月21日	木	市防災会議	教育長
9月21日	木	相模中学校総合文化祭	教育長
9月22日	金	栗原中学校総合文化祭	教育長
9月24日	日	SDGsエコポスターコンクール表彰式	教育長
9月24日	日	市民音楽祭 演奏の部 クラシックフェスタ	教育長
9月26日	火	座間中学校総合文化祭	教育長
9月26日	火	市学校施設適正化方針検討委員会	教育長
9月27日	水	大仙市教育視察(～28日)	教育長、教育長職務代理者、鈴木委員、北村委員、有山委員
9月29日	金	市議会第3回定例会 閉会	教育長
9月29日	金	県央教育事務所管内教育長会議	教育長
9月29日	金	市中学校総合文化祭(合唱部門・展示部門)	北村委員
10月1日	日	ひまわりフェスタ in NISSAN	教育長
10月1日	日	市立児童発達支援センター開所式	教育長
10月1日	日	市民芸術祭茶会	教育長
10月2日	月	委員選任辞令交付式	教育長、馬場委員
10月2日	月	教育委員会臨時会	教育長、教育長職務代理者、北村委員、有山委員、馬場委員
10月2日	月	市辞令交付式	教育長
10月2日	月	市青少年創意くふう展覧会	教育長

実施月日	曜	事業（行事）等の内容	出席委員等
10月3日	火	定例校長会議	教育長
10月4日	水	小学校連合音楽会	教育長、教育長職務代理者、北村委員、有山委員
10月4日	水	教育事務点検評価委員会第2回会議	教育長
10月7日	土	社協福祉まつり	教育長
10月7日	土	市民芸術祭民謡舞踊発表会	教育長
10月8日	日	栗原地区市民レクリエーション大会	教育長
10月8日	日	市民芸術祭いけばな展	教育長
10月8日	日	横山幸雄 華麗なる4大ピアノ協奏曲の饗宴	教育長
10月10日	火	いさま会役員会	教育長
10月11日	水	学校訪問A(座間小学校)	教育長、北村委員、有山委員、馬場委員
10月13日	金	みんなで作る文化祭(東地区文化センター)	教育長
10月13日	金	市民芸術祭さつき盆栽展	教育長
10月13日	金	市民芸術祭文芸展	教育長
10月14日	土	市青少年創意くふう展覧会表彰式	教育長
10月15日	日	市民芸術祭三曲発表会	教育長
10月17日	火	学校訪問C(ひばりが丘小学校)	教育長、教育長職務代理者、北村委員、有山委員、馬場委員

令和5年度末座間市公立学校県費負担教職員人事異動実施要領

令和5年度末座間市公立学校県費負担教職員人事異動実施要領を別紙のとおり制定する。

令和5年10月18日提出

座間市教育委員会
教育長 木島 弘

提案理由

令和5年度末人事異動を実施するに当たり要領を制定するため提案するものである。

令和5年度末座間市公立学校県費負担教職員人事異動実施要領（案）

座間市教育委員会は、神奈川県公立学校教職員人事異動方針に基づき、令和5年度末座間市公立学校県費負担教職員人事異動実施要領を次のように定める。

1 異動の時期

採用（転任採用を含む。）、配置換及び昇任は4月1日付け、退職は3月31日付けで行うことを原則とする。

2 転任及び配置換

- (1) 校種を異にする異動について積極的に行うものとする。
- (2) 他市町村との人事交流に努めるものとする。
- (3) 学校ごとの教職員構成の均衡が保たれるよう配慮するものとする。
- (4) 原則として同一校勤続3年以内の者は、異動の対象にしないものとする。ただし、校種を異にする異動及び特別支援学級担任予定者は除くものとする。
- (5) 同一校に多年勤務する者については、積極的に異動を行うものとする。その場合、同一校勤続7年から9年を限度として異動の対象とするものとする。
- (6) 新規採用から同一校に多年勤務するものについては、積極的に異動を行うものとする。その場合、同一校勤続（非常勤任用・臨時的任用期間も含む。）5年から6年を限度として異動の対象とするものとする。
- (7) 中学校においては、許可教科担任の解消を図るよう努力するものとする。
- (8) 小・中学校から高等・特別支援学校への異動については、別に定める。
- (9) 本市内での小学校間における配置換については、次の地域区分のうち、第1希望から第3希望までを必ず記入し、当該地域に含まれる学校について希望の順に列記すること。なお、現任校を包含する地域を選択する場合は、第3希望として、他の学校を希望することができる。

A地域	ひばりが丘小学校	東原小学校	旭小学校
B地域	座間小学校	入谷小学校	
C地域	相模野小学校	相武台東小学校	相模が丘小学校
D地域	栗原小学校	立野台小学校	中原小学校
- (10) 本市内での中学校間における配置換については、地域区分はなく、現任校以外の5校が希望校の対象となり、第1希望から第3希望までの3校を必ず記入すること。
- (11) 本市内での校種を異にする配置換希望については、前2号によるものとする。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、学校運営上又は行政上必要な場合は異動を行うものとする。

3 新規採用

教員の新規採用に当たっては、当該学校の教職員構成を検討し許可教科の解消に努め、清新な気風を導入するよう配慮するものとする。

(1) 採用内申を行うに当たっては、次に掲げることに留意するものとする。

ア 面接を行い、人物について把握すること。

イ 本人が有する免許状について確認すること。

ウ 現に職務を有する者については、その履歴、勤務状況等について調査し、現所属長の発行する調書、履歴書等を確認すること。

(2) 新規採用教員の配置については、初任者研修制度を踏まえて、一般教員の配置換等異動計画を進めるなかで適切に行うものとする。

4 勧奨退職

勧奨退職については、別に定める要綱により行うものとする。この場合その趣旨の周知を図る。

5 その他

この要領に規定するもののほか、任免その他人事に関する取り扱い及び手続き等に関し必要な事項は、別に定める。なお、県教育委員会による県費負担教職員等人事異動要綱と差違が生じた場合は県に準じるものとする。

神奈川県公立学校教職員人事異動方針

(昭和 38 年 1 月 17 日教育委員会議決)

神奈川県教育委員会は、学校の適正な運営を確保することにより、教育本来の目的を達成するため人事異動にあたっては、次の事項を基本として、関係機関の積極的な協力のもとに、教職員の適正な配置に努めるものとする。

- 1 適材を適所に配置すること。
- 2 教職員の編成を刷新強化すること。
- 3 全県的視野に立って、広く人事交流を行うこと。